

令和 7（2025）年度

第 2 期

那須塩原市食育・地産地消推進計画
年次報告書



好きを、編む。

那 須 塩 原 市

那須塩原市

令和 8 年 1 0 月

はじめに

「食育」とは、平成 17（2005）年に制定された食育基本法の中で、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

また、「地産地消」とは、平成 22（2010）年に制定された地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消法」という）の中で、「地域の農林水産物の利用」として、地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費することとしています。

本市では、令和 7(2025)年 3 月に、「第 2 期那須塩原市食育・地産地消推進計画」を策定しました。それまでも令和元(2019)年 12 月に策定した第 1 期計画に基づき、全国有数の農業生産地である強みを生かした食育・地産地消の推進に努めてきましたが、食に関する諸課題に対応し、より効果的に施策を展開するため、新たに策定した計画です。計画の期間は令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の 5 年間です。毎年度、進捗状況の把握・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、事業を実施していきます。

本書は令和 7（2025）年度に行った事業の評価を、年次報告書としてまとめたものです。この報告書をもとに各事業の更なる向上を図り、食育・地産地消を推進していきます。

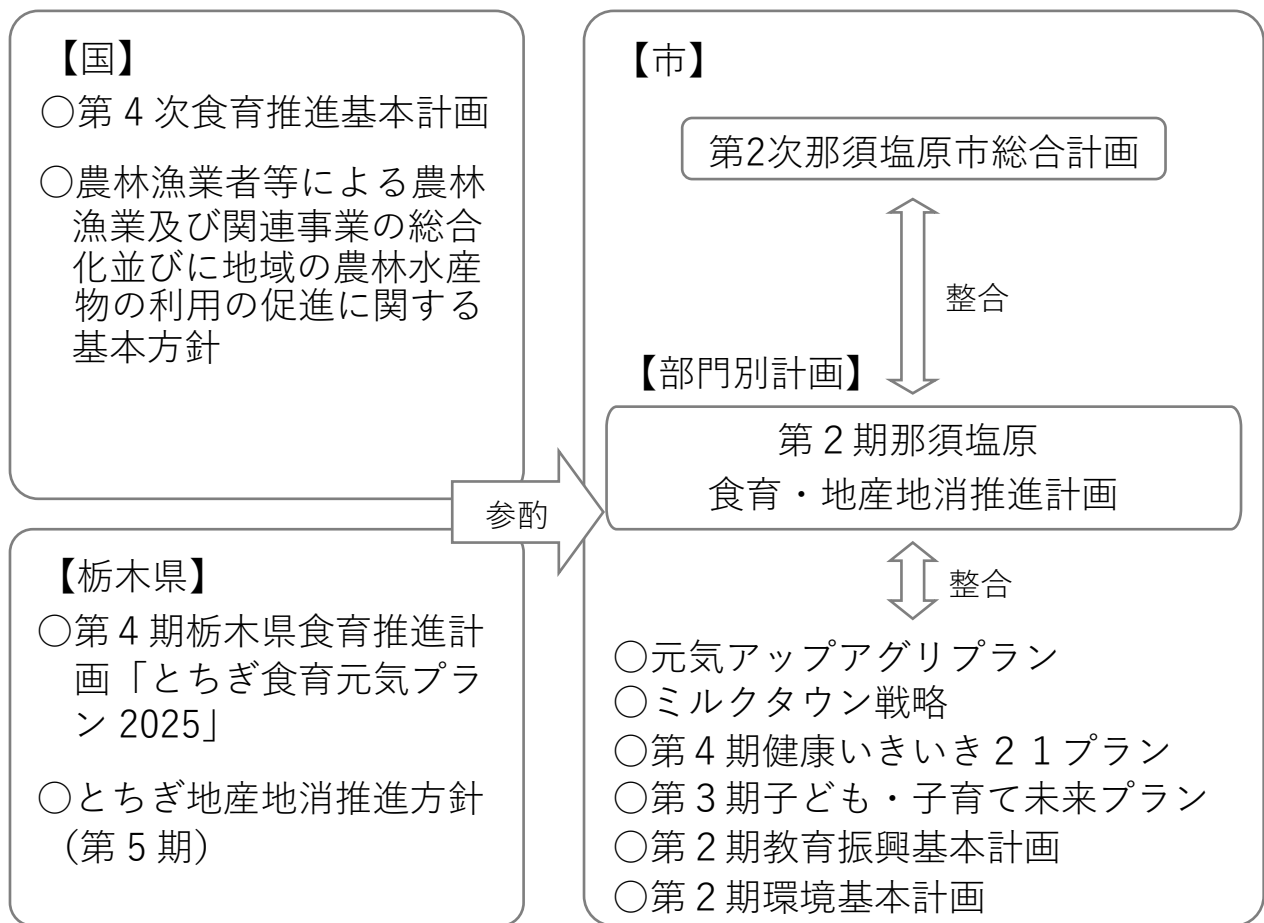
目次

「第2期那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要.....	1
1 計画の位置付け.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の基本方針.....	2
「食育・地産地消関連事業」の令和7年度実績評価について.....	3
1 評価方法.....	3
2 評価結果.....	3
目標1 食を通して豊かな心を育みます.....	5
目標2 食を通じた健康づくりを推進します.....	9
目標3 食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します.....	13
目標4 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します.....	15
食育月間の制定について.....	19
資料1 那須塩原市食育推進条例.....	20
資料2 令和7年度食育・地産地消関連事業一覧.....	26

「第 2 期那須塩原市食育・地産地消推進計画」の概要

1 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第 41 条第 1 項に基づく市町村促進計画として位置付けるものとし、策定にあたっては、国及び栃木県の上位計画を参酌し、第 2 次那須塩原市総合計画をはじめとする本市の関連計画と整合を図りました。



2 計画の期間

令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 か年の計画です。

ただし、社会情勢の変化等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策の方向性を定め、食育・地産地消の取組を展開します。



「食育・地産地消関連事業」の令和7年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、各事業の担当課が自己評価を行った結果を基に、「食育・地産地消推進市内検討会議」で、「実績」と「活動内容」の両面から委員評価を行いました。その後、「那須塩原市食育推進会議」に諮り、総合評価を決定しました。

【自己評価基準(達成度)】

- A：取組内容の達成状況が70%以上
- B：取組内容の達成状況が50%~70%未満
- C：取組内容の達成状況が20%~50%未満
- D：取組内容の達成状況が20%未満、又は未実施

【委員評価基準(実績、活動内容)】

- A：継続期待(質・成果ともに素晴らしく、他事業の模範となる取組。さらなる波及を期待。)
- B：順調実施(計画通り着実に取り組んでいる。引き続き、安定した運用と成果を期待。)
- C：魅力向上(内容は適正。対象者の興味をさらに引く「付加価値」の追加を期待。)
- D：手法工夫(意義は十分。現状の課題に即した「進め方・届け方」の更新を期待。)

2 評価結果

目標1 食を通して豊かな心を育みます

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価(達成度)				委員評価(実績、活動内容)				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
(1)	64	0	0	1	8	5	0	0	A	A
(2)	6	1	0	1	3	8	2	0	B	
(3)	13	1	0	0	12	1	0	0	A	
(4)	4	0	0	0	11	2	0	0	A	

目標 2 食を通した健康づくりを推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（達成度）				委員評価（実績、活動内容）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	14	0	0	0	13	0	0	0	A	A
2	5	1	0	0	5	7	1	0	B	

目標 3 食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（達成度）				委員評価（実績、活動内容）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	3	1	0	0	4	7	2	0	B	A
2	9	0	0	0	8	4	1	0	A	

目標 4 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

総合評価

基本 施策	各事業の自己評価（達成度）				委員評価（実績、活動内容）				評価	総合 評価
	A	B	C	D	A	B	C	D		
1	6	3	1	0	0	11	2	0	B	A
2	2	0	0	0	9	4	0	0	A	
3	3	0	0	0	12	1	0	0	A	

目標 1 食を通して豊かな心を育みます

基本施策ごとの評価

基本施策（1）	評価
食を通じた子どもの健全育成	A

目指す方向

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- また、子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

<定性評価>

総括：保育園や学校を中心に65事業を実施。共英小学校の「女性農業士出前授業」が日程都合により未実施（D評価）となったものの、それ以外の64事業はすべて目標達成度70%以上のA評価となり、高い水準で取組が展開されました。

成果：年中行事に合わせた行事食の提供（10回）や由来の解説を行い、子どもたちの食と文化への関心を高めました。また、多くの学校で農園での栽培・収穫体験や、調理場への社会科見学等を通じて、生産者や調理員への感謝の心が育まれました。

課題：グループ喫食等による食事マナーの習得は概ね順調ですが、保育園等からは「楽しんで食べられる環境設定（場所や人）のさらなる工夫」を求める声が挙がっています。また、近年の猛暑・温暖化による「野菜作りの難しさ」に直面する園もあり、暑さに強い品種の選定や保育士のスキル向上が今後の課題です。

<定量評価>

項目	基準 (令和6年度)	令和7年度	データ元	目標 (令和11年度)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小学生：93.9% 中学生：92.7%	小学生：94.9% 中学生：90.9%	とちぎっ子 学習状況調査	小学生：100% 中学生：100%

基本施策（2）	評価
食に関する体験活動の促進	B

目指す方向

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

<定性評価>

総括：市民農園や学校農園の開設支援など8事業を実施。日新中学校の「農業の魅力講話」が日程都合で未実施（D評価）となり、農業公社の「田園ウォーキング」が荒天中止の影響でB評価となりましたが、その他の6事業はA評価で着実に実施されました。

成果：農業公社が運営する市民農園（ふれあい農園）は、市内13箇所で総区画数302のうち278区画（利用率92%）が利用され、都市農村交流に貢献しました。また、市内18校の小・中・義務教育学校で学校農園の開設を支援し、児童生徒に農作業の喜びを体感させました。

課題：荒天中止となったウォーキングイベントでは、申込者へさつまいもや牛乳を代替配布する臨機応変なPR対応を行いました。天候に左右されない仕組みの検討が必要です。また、市街地での学校農場確保の困難さや、児童数減少に伴う実施校数の維持、市民農園の維持管理負担の増加への対策が今後の課題です。

<定量評価>

項目	基準年 (令和5年度)	令和6年度	令和7年度	データ元	目標 (令和11年度)
市民農園（ふれあい農園）の開設数	13 か所	13 か所	13 か所	那須塩原市 農業公社経営 状況報告書	13 か所
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	20 校	20 校	18 校	学校農園開設 支援事業実績	27 校

基本施策（3） 優れた食文化の継承	評価
	A

目指す方向

○日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

<定性評価>

総括：学校給食や公民館講座を中心に 14 事業を実施。西那須野中学校の家庭科において調理実習が実施できず B 評価となった以外は、13 事業すべてが A 評価となり、郷土の味を次世代へつなぐ取組が順調に進みました。

成果：学校給食において「しもつかれ」や「巻き狩り汁」などの郷土料理・行事食を年間 41 回提供し、歴史や文化に触れる機会を確保しました。また、各公民館では味噌づくりやそば打ち等の食育関連講座（15 事業）を開催し、地域や親子の繋がりを深める家庭教育向上を図りました。

課題：授業や講座で得た知識を、単発で終わらず「家庭内での実践」へと繋げる意識付けが求められています。また、姉妹都市（オーストリア）の郷土料理を提供するような、対象者の興味をさらに引く付加価値の追加や、ホームページ・ICT を活用した家庭へのレシピ提供などの情報発信が今後の課題です。

<定量評価>

項目	基準年 (令和5年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	データ元	目標 (令和 11 年度)
農村生活研究 グループ協議 会の年間活動 数	12 事業	12 事業	13 事業	那須塩原市 農村生活研究 グループ協議 会 総会資料	20 事業

基本施策（４）	評価
環境への負荷の低減	A

目指す方向

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、環境への負荷の低減を図るため循環型農業の取組を推進します。
- また、食品ロス、食品が無駄になってしまうばかりでなく、ロスとなった食品を処理するために、焼却処理などを行う必要があり、環境へ大きな負荷をかけることになります。豊かな自然を守っていくためにも、食品ロスの削減に向けて取組を推進します。

<定性評価>

総括：４事業すべてが自己評価 A となり、地球温暖化防止や資源循環に資する先進的な取組が高い達成度で推進されました。

成果：22 団体において環境保全型農業直接支払交付金を活用した営農活動を支援したほか、塩原堆肥センターにおいて 4,886.06t の堆肥を販売・搬出し、資源循環型農業を推進しました。食品ロス削減の面では、令和 8 年度の全国大会の当市実施や、環境省の調査支援事業への採択が決定するなど、大きな足がかりを得ました。

課題：環境保全型農業において、支援単価の低下や病虫害対策の負担から実施団体が減少傾向にあります。また、堆肥センターにおいては施設・設備の老朽化により稼働が不安定となっており、製造能力の落ち込みに対する抜本的な対策が急務となっています。

<定量評価>

項目	基準年 (令和5年度)	令和 6 年度	令和 7 年度	データ元	目標 (令和 11 年度)
環境保全型農業直接支払交付金事業における取組面積	1,008.61ha	1,111.71ha	784.8ha	環境保全型農業直接支払交付金事務実績	1,235ha

目標 2 食を通した健康づくりを推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
栄養バランスのとれた食生活の推進	A

目指す方向

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じて健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- また、家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

<定性評価>

総括：14 事業すべてが自己評価 A となり、ライフステージに応じた健康的な食生活の普及啓発や、家庭と連携した情報発信が計画通りスムーズに行われました。

成果：食生活相談（57 人）や健康相談（589 人）を通じ、個人の生活に合わせた野菜摂取・減塩のアドバイスを行いました。高齢者に対しては「元気もりもり講座（22 回）」を開催し、フレイル・介護予防の重要性を周知しました。また、各保育園では独自の「食育だより」の発行や給食の実物展示を行い、親子のコミュニケーションの話題作りを支援しました。

課題：学校での食育指導では栄養素の学習に留まらず、「家庭での間食の取り方」など、より家庭内で実践できる内容の指導が求められています。また、各種講座や相談会において、現状の参加者が高齢層に偏っているため、今後は現役で働く世代も来所しやすい時間設定や周知方法の工夫が課題です。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定時)	令和 6 年度	令和 7 年度	データ元	目標 (令和 11 年度)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の人の割合	38.1% (令和 3 年度)	該当データ なし	該当データ なし	生活習慣アンケート調査等 結果報告書※	40%以上
毎日野菜をたっぷり（1 日小鉢 5 皿、350g 程度）食べる人の割合	28.6% (令和 3 年度)	該当データ なし	該当データ なし	生活習慣アンケート調査等 結果報告書※	32%以上
肥満傾向（カウプ指数 18.0 以上）にある乳幼児の割合（3 歳児）	4.2% (令和 5 年度)	4.1%	5.0%	3 歳児健診結果	4.0%以下

※調査が 5 年に 1 度のため令和 3 年度が最新のデータとなる。

基本施策（2） 生活習慣病の発症予防の推進	評価
	B

目指す方向

- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。
- また、市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組めます。

<定性評価>

総括：6事業を実施。保育課による園児の「体格の評価」において、肥満・やせ傾向の園児の保護者への具体的なアプローチが課題となり B 評価となりましたが、その他の 5 事業はすべて A 評価となり、早期発見と予防施策が進められました。

成果：特定健診・がん検診において、日曜日（19 回）や女性のための検診日（33 回）を設ける体制整備や、AI を用いた受診勧奨（3 回）を実施しました。また、35 歳を対象とした「プレ特定健診結果相談会」では、受診者の約 45%が相談会を利用し、若い世代が自己の生活習慣を振り返る一助となりました。

課題：プレ特定健診の全体受診率（6.0%）が横ばいであるなど、未受診者へのさらなるアプローチが必要です。また、園児の体格評価（年 2 回）の結果を踏まえ、給食関係者や保育士と連携した上で、保護者に対してどのような具体的支援や食事アドバイスを届けていくかが今後の課題です。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定時)	令和 4 年度	令和 7 年度	データ元	目標 (令和 11 年度)
市民の健康寿命	男性：80.12 歳 女性：83.91 歳 (令和元年度)	男性：79.81 歳 女性：84.61 歳	該当データ なし	栃木県策定 値※ ¹	現状値を上回 る
減塩に積極的 に取り組んで いる人の割合	18.3% (令和 3 年度)	該当データ なし	該当データ なし	生活習慣ア ンケート調 査等結果報 告書※ ²	25.0%以上

※¹令和 4 年度（令和 7 年 3 月 27 日公表）が最新のデータとなる。

※²調査が 5 年に 1 度のため令和 3 年度が最新のデータとなる。

目標 3 食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
安全・安心な農産物の提供と食の安全性への信頼確保	B

目指す方向

- 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努め、生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
 - また、安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）の取組や有機農業の取組を推進します。
- ※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

<定性評価>

- 総括：4事業を実施。商工振興課の「県と連携した啓発」において、中小企業者等へ食材資源循環やHACCP等の周知を行う機会が十分に作れずB評価となりましたが、他の3事業はA評価となり、生産安定と安心確保の取組が行われました。
- 成果：黒磯・塩那の病害虫防除協議会など4団体への補助金を交付し、安定した生産量の維持と「塩原高冷地野菜」のブランド化・農業所得向上を支援しました。また、保育園の給食関係者を対象とした「食物アレルギー対応研修会」を年2回実施し、現場の安全安心を強化しました。
- 課題：中小企業者や食品関連事業者に対する適切な情報提供や啓発の機会創出が課題として残りました。また、各防除協議会等の補助事業については、近年の病害虫発生状況や農業環境の変化に合わせ、採択基準や補助金額の適正な見直しを検討する必要があります。

基本施策（2） 地域一体となった食育・地産地消推進活動の推進	評価
	A

目指す方向

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

<定性評価>

総括：9事業すべてが自己評価 A となり、市民、学校、関係団体、行政がそれぞれの役割を活かし、官民一体となった普及啓発活動がスムーズに展開されました。

成果：国・市の食育月間（6月、10月）に「食育・地産地消推進シール」を19,080枚配布し、市産農畜産物の購買者へアピールしました。また、農村生活研究グループ協議会との連携により、市内7校の小学校等で「おにぎり・バター作り体験学習」を出前講座として実施し、食への関心を高めました。

課題：出前講座の実施校に偏りが見られるため、全域への均等な展開が課題です。また、学校での「給食一口メモ」の放送について、一部の学校で配膳等の準備が間に合わず、放送をしっかりと聞き逃さずに集中して聞ける環境づくり（教員側の指導や時間配分）に工夫の余地があります。

目標 4 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

基本施策ごとの評価

基本施策 (1)	評価
市産農産物の生産振興と消費の拡大	B

目指す方向

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- また、消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

<定性評価>

総括：担い手支援や直売所・給食連携など計 9 事業を実施。自己評価 A が 6 件、B が 3 件となり、多角的な施策を通じて地域農業の活性化を図った一方、農業構造の課題も顕著となりました。

成果：新規就農者育成総合対策で 9 名を支援し、次世代農業チャレンジ事業等により 11 名へ農業用機械・施設の導入補助を行い、省力化を推進しました。また、物価高騰下において学校給食の委託炊飯米飯加工賃の公費負担（1 食 35 円）を増額し、保護者負担を増やすことなく副食の充実を図りました。

課題：高齢化等による「認定農業者」の減少（前年比 20 経営体減の 570 経営体）が深刻で、規模拡大へのサポートが急務です。学校給食における市産農産物の使用割合は金額ベースで 51.21%と好調ですが、共同調理場での地元産野菜の利用拡大には「質・量ともに安定的な供給体制の構築」が不可欠です。

<定量評価>

項目	基準年 (計画策定時)	令和 6 年度	令和 7 年度	データ元	目標 (令和 11 年度)
認定農業者数	611 人 (令和 5 年度)	591 人	570 人	那須塩原市農業公社経営状況報告書	700 人
年間の農業産出額	456 億円 (令和 4 年度)	504 億円 (令和 5 年度)	538 億円 (令和 6 年度)	市町村別農業産出額	478 億円
学校給食における市産農産物の 使用割合（金額ベース）	43.13% (令和 5 年度)	51.23%	51.21%	栃木県の学校給食関係諸調査	維持・向上
農産物直売所の販売額	11.8 億円 (令和 5 年度)	13.0 億円	18.3 億円	農産物直売所設置状況調査	15 億円

基本施策（2）	評価
市産農産物のブランド力の向上	A

目指す方向

○市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

<定性評価>

総括：2事業ともに自己評価 A となり、那須塩原ブランド認定品を中心に、市内外の消費者に向けた戦略的なプロモーションが展開されました。

成果：高輪ゲートウェイ駅のショールームを活用した首都圏での PR や、インフルエンサーの発信力を活用した認知度向上を図りました。また、市内「松方別邸」において首都圏からの誘客イベントを開催し、市民に対しても地元農畜産物の持つ価値や魅力を再発見する機会を創出しました。

課題：イベントの単発開催で終わらず、実際の販売促進や、本市への継続的な誘客（リピーター化）に直接結びつくような、より刺激のかつ持続的なプロモーション手法の検討が課題となっています。

<定量評価>

項目	基準年 (令和5年度)	令和6年度	令和7年度	データ元	目標 (令和11年度)
那須塩原ブランドの認定品数	34品目	34品目	33品目	那須塩原ブランド認定実績	36品目

基本施策（3）	評価
牛乳等の生産振興と普及拡大	A

目指す方向

○ミルクタウン戦略に基づく各種施策を着実に展開し、消費拡大や普及啓発を図ります。

<定性評価>

総括：3事業すべてが自己評価 A となり、「生乳産出額全国第2位のまち」の強みを最大限に活かした生産支援と、ユニークな普及啓発が活発に行われました。

成果：乳用牛優良雌牛の導入費用補助等により酪農家の生産振興を支え、全国2位の維持に貢献しました。普及面では、県内高校での「チーズアカデミー（3回）」の開催、高校生料理コンテスト出品レシピの市内飲食店での商品化、セブン-イレブンのコラボ商品の開発・販売など、民間や教育機関と結びついた確かな成果を上げました。首都圏でも「新宿るるぶキッチン」でのチーズ作り教室等を通じて販路拡大を図りました。

課題：飼料価格の高騰が続いていることから、酪農家からは補助額の増額を求める要望が強く、支援のあり方の検討が必要です。また、オリジナル乳製品（チーズ等）は製造・供給できる数量に限りがあるため、イベント等による「普及啓発の規模」と「実際の販売可能数」のバランスを考慮した、適切な事業マネジメントが今後の課題です。

<定量評価>

項目	基準年 (令和5年度)	令和6年度	令和7年度	データ元	目標 (令和11年度)
年間の生乳生産量	188,118 t	194,758 t	198,877 t	生乳生産量調査	185,337 t

食育月間の制定について

令和 3(2021)年 4 月 1 日に施行された那須塩原市食育推進条例第 15 条に基づき、食育の推進に関する活動を推進するため、本市独自の「食育月間」を制定しました。

1 趣旨

市や関係団体等が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら食育の普及に重点的かつ効果的に取組むことにより、食育及び地産地消についての市民の理解促進を図る。

2 期間

市民が地場食材に対する親しみや感謝の気持ちをより持つことができるよう、地場農産物が豊富に収穫される 10 月（10 月 1 日から 10 月 31 日まで）とする。

3 実施機関

那須塩原市及び食育月間の趣旨に賛同する団体等

4 実施内容

- (1) 市広報誌、市ホームページ、みるメール等を活用した周知、啓発
- (2) 市内関係課事業をまとめた PR の実施

※保育園関連事業、小中義務教育学校関連事業、公民館関連事業等

- (3) 地産地消に関するイベント等の開催

5 参考 国及び県の食育推進月間

国：6 月

県：10 月

資料 1 那須塩原市食育推進条例

令和 3 年 3 月 1 日条例第 2 号

那須塩原市食育推進条例

「食」は、命の源であり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、人が生涯にわたって健全な心身を培うための食習慣づくりが極めて大切であるとしている。

しかし、近年栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病の増加、食の安全に対する不安の高まり、食料の海外への依存、食料の生産、流通、消費及び廃棄の変化に伴う地域内経済環境の悪化と自然環境への影響、地域の食文化の衰退など様々な問題が生じている。このような食をめぐる環境の変化の中で、私たち市民一人一人が様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活が実践できるよう、食育を推進していくことが重要である。

ここに本市は、食に関する基本理念を明らかにし、市民、行政、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者等の協働により食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、市の責務及び地域社会との協働の在り方等を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、もって生涯健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいう。

- (2) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (4) 生産者 農業、畜産業又は水産業（以下「農業等」という。）を営む者その他の農産物等の生産に係る者をいう。
- (5) 地産地消 地域で生産された農産物等をその地域で消費することをいう。

（基本理念）

第3条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われるものとする。

- 2 食育は、食生活は自然の恩恵及び食に係る人々の様々な活動に支えられていることについて、市民の感謝の思いや理解が深まるよう配慮して推進されるものとする。
- 3 食育は、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及び交換により、市民の食に関する知識と理解が深まり、健全な食生活が実践できるよう、国、県その他の関係機関と連携して推進されるものとする。
- 4 食育は、地域において伝えられる優れた食文化及び旬や地域の特性を生かした豊かな食生活を尊重し、これらが次の世代に継承されるよう配慮して推進されるものとする。
- 5 食育は、食料の生産者と消費者との交流を図ることにより、地域の農産物等への市民の理解が深められ、食料を生産し、消費する地産地消の活性化に資するよう推進されるものとする。
- 6 食育は、自然を大切に作る心が育まれるよう行われるとともに、食料の生産から消費に至る過程における環境への影響について、市民の意識を深め、環境に配慮した食生活を営むことにより、環境の保全に寄与するよう推進されるものとする。
- 7 食育は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食に関する活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として推進されるものとする。

- 8 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育等を行う者にあつては、教育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう推進されるものとする。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
- 3 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等及び生産者との協働により、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

（市民の役割）

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関し、知識と理解を深め、適切な判断力を養うよう努めるものとする。
- 2 市民は、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 父母その他の保護者は、食生活の中で子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるように、必要な教育を行うよう努めるものとする。

（教育関係者等の役割）

- 第6条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 食物、栄養等に係る教育関係者等は、前項に規定する食育の推進に当たっては、専門的知識を生かし、主導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 教育関係者等は、食育についてより深く探求し、広く地域の食育の普及と実践に主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の役割）

第7条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

3 食品関連事業者等は、循環型社会の実現が図られるよう食品廃棄物の発生の抑制、再生利用その他の環境に配慮した食育の普及に努めるものとする。

（生産者の役割）

第8条 生産者は、基本理念にのっとり、農業等に関する様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、自然の恵み及び農業等の重要性について市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等及び食品関連事業者等と連携し、食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

2 生産者は、安全性が確保され、安心して消費できる食料の生産及び提供に努めるものとする。

（食育推進計画）

第9条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育に関する基本方針

(2) 食育の推進に関する目標

(3) 食育の推進に関する施策

(4) 前3号に掲げる事項のほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

（心身の健康に関する施策の推進）

第10条 市は、健全な食生活による心身の健康の維持及び増進を図るため、講座、情報提供等の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(豊かな心を育む施策の推進)

第 11 条 市は、子どもの豊かな心を育むため、食に関する体験活動の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性等が確保されるための施策の推進)

第 12 条 市は、食品の安全性及び信頼性が確保されるとともに、市民が食に関する適切な判断力を養うことができるよう、食品に関する知識及び理解を深めるための市民への情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 13 条 市は、地域の食文化の継承及び農産物等の地産地消を推進するため、地域で生産された優れた農産物等の学校給食等における利用その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境を未来に引き継ぐための取組の推進)

第 14 条 市は、自然を大切に作る心が育まれ、環境に配慮した循環型社会の実現が図られるよう、食品廃棄物の発生抑制等による環境に配慮した食生活の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進活動の展開)

第 15 条 市は、市民、教育関係者等、食品関連事業者等、生産者その他食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に密接な連携協力を図りながら展開されるようにするとともに、食育関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進会議)

第 16 条 法第 33 条第 1 項の規定により、那須塩原市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画の策定及び実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進のために市長が必要と認める事項

3 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 17 条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料2 令和7年度食育・地産地消関連事業一覧

基本目標1 食を通して豊かな心を育みます

1 食を通じた子どもの健全育成

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・内容	新規/継続
1	保育課	給食の展示	日々の給食を保護者が確認できるように展示し、保護者と園児で食の話題が共有できるようにする。	継続
2	教育総務課	試食会、親子給食会	学校給食を保護者に喫食してもらうことで、児童生徒が普段どのような給食を食べているかを知ってもらい、給食への理解を深めてもらう。	継続
3	保育課	年中行事に合わせた行事食の提供及び行事食の由来の説明	年中行事に合わせた行事食の提供を通じて、食と文化の結びつきに関心を持たせる。	継続
4	教育総務課	学校給食共同調理場見学受入及び学校給食を活用した食育の取組	普段食べている給食がどのような形で作られているかを知ること で、生産者、栄養士、調理員などへの感謝の心を育み、また、食への関心を高めてもらう。 また、学校給食法には、学校給食は単なる食事という意味にとどまらず、教育活動の一環あることが示されている。社会性や食文化等を学べるよう学校給食を活用し、様々な食材や料理に触れる機会を提供する。	継続
5	大原間小学校	各クラスでグループごとに喫食	【目的】食事のマナーを守り、会話を楽しみながら喫食することを学ぶため。 【内容】グループを作って、マナーを守って喫食する。	継続
6	黒磯小学校	共英共同調理場との連携による食育授業	【目的】食に関する指導を通して、食に関する興味関心の向上や食事のマナーを学ぶ機会としていく。 【内容】栄養教諭との連携による食育授業	継続
7	黒磯小学校	学校農園で農作物を育て、収穫する学習	【目的】農作物を育て収穫する喜びを味わい、食べ物に対する感謝の気持ちを育てる。 【内容】生活科や自立活動などの授業で農作物を育て収穫する。	継続
8	東原小学校	食育の推進	【目的】自然や食に感謝する心を醸成する。 【内容】・自然や食に感謝して食べることや、好き嫌がなくバランス良く食べることの大切さを、日々の給食指導で理解させる。 ・給食を生きた教材として活用しながら、食事のマナーや食に関する正しい知識や食に関する心を身に付けさせる。 ・親子給食をとおして、食に対する関心を高める。	継続
9	埼玉小学校	農園を活用した農作業の体験	【目的】農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・サツマイモの作付け、収穫、調理体験 ・田植え、稲刈り、調理体験	継続

10	豊浦小学校	学校農園を活用した農作業の体験（2年生・特別支援学級）	【目的】農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・サツマイモの作付け、収穫、調理体験 ・野菜の栽培	継続
11	豊浦小学校	栄養教諭等による食育、栄養指導	【目的】食に関する指導をととして、食の大切さや食事のマナーなどを学ぶ。 【内容】1年生～6年生の発達段階に適したテーマで、栄養教諭による食育、栄養指導を行う。	継続
12	共英小学校	栄養教諭による食育、栄養指導	【目的】食への興味関心の向上や食に関する理解を深める。 【内容】発達段階に応じた内容を扱う。 ・食事のマナー・栄養バランス	継続
13	共英小学校	おいしいやさいをそだてたい（2年生生活科）	【目的】栽培活動を通して、野菜に親しみつつ、食への興味関心を高める。 【内容】野菜の苗を植木鉢で栽培し、観察及び収穫を行う。	継続
14	共英小学校	女性農業士出前授業（3年社会科）	【目的】農業に携わる人々の仕事や苦勞、思いを知ることで、食への感謝の気持ちを培う。 【内容】女性農業士から農業について話を聞く。	継続
15	鍋掛小学校	第2学年「野菜を育てよう」	【目的】野菜作りを通して、野菜に対する興味関心を高め、栽培することの楽しさを学ぶ。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・野菜の作付け、収穫、調理体験	継続
16	鍋掛小学校	第5学年 田植え・稲刈り	【目的】米作りを通して、作物を育てることの大変さを知り、生産者や食物に対する感謝の心を育てる。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・田植え、稲刈り、調理体験	継続
17	鍋掛小学校	全学年栄養教諭と連携した食に関する指導	【目的】食に関する指導を通して、食に関する興味関心の向上を目指す。 【内容】共英調理場の栄養教諭と連携した授業の実施。	継続
18	大原間小学校	栄養教諭による食育・栄養指導	【目的】食材への理解を深め、好き嫌いをなく食べることの大切さを知る。 【内容】学活の時間帯に食の専門家である栄養士に授業を行ってもらう。 R7.7月～R7.7月.11月	継続
19	波立小学校	農園活動 全学年（サツマイモ、ブロッコリー）	【目的】農園活動を通して、勤勞の尊さや作物を育てる楽しさを体感させる。 【内容】サツマイモとブロッコリーの苗植え、収穫	継続
20	波立小学校	米作り 5年生	【目的】地域の方の協力を得ながら、作物を育てることの大変さや収穫の喜びを味わい、食への感謝する心を養う。 【内容】田植え、稲刈り、脱穀、調理体験	継続

21	高林小学校	学校農園を活用した農業体験	【目的】農作物の栽培を通して、作物を育てたり収穫したりする楽しさを味わい、自然の恵みや働く人々への感謝の気持ちを抱かせる。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、収穫し、食べるという一連の流れを体感させる。 ・サツマイモ等の苗植え、収穫、調理体験	継続
22	三島小学校	食に関する指導	1年【目的】食事のマナーを身に付けさせ、感謝して食べる態度を育てる。食べ物の働きや必要性について理解する。 【内容】栄養教諭による食に関する指導 2年【目的】嫌いな野菜でも食べようとする態度を育てる。野菜が体に入って、どのような働きをするのか理解する。 【内容】栄養教諭による食に関する指導 3年【目的】3つのグループの食品とその働きを学習する。保健体育の「育ちゆく体と私」につなげる。 【内容】栄養教諭による食に関する指導 4年【目的】生涯を健康に過ごすために、噛むことの役割・重要性を理解する。毎日の食事をよく感で食べる習慣を身に付けさせる。 【内容】栄養教諭による食に関する指導 5年【目的】主食、主菜、副菜を自分で考えて選び、食べることができるようにする。 【内容】栄養教諭による食に関する指導 6年【目的】朝食の重要性を理解し、毎日栄養バランスのとれた朝食をとることができるようにする。 【内容】栄養教諭による食に関する指導	継続
23	槻沢小学校	学校農園を活用した農作業の体験	【目的】農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・サツマイモの作付け、収穫・田植え、稲刈り など	継続
24	槻沢小学校	全学年栄養教諭による食育指導	【目的】学年に応じた食育指導を学級活動の時間に実践することで、食に対する理解を深める。 【内容】講師として三島中学校の栄養教諭を招き、専門的な視点から御講話いただき授業を行う。各学級年に1回実施する。	継続
25	槻沢小学校	第1・2学年生活科での植物や野菜の栽培活動	【目的】植物や野菜の栽培活動を通して、収穫の楽しさを味わう。 【内容】第1学年はアサガオ、第2学年はミニトマトなどの栽培活動を実施する。	継続
26	槻沢小学校	給食委員会による給食の献立放送	【目的】旬の野菜や季節の行事食、地元の野菜などについて紹介し、食に関する関心を高める。 【内容】調理場から届く「給食一口メモ」の放送をはじめ、給食クイズなどを用いて、楽しみながら学べるようにする。	継続
27	東小学校	生活科や総合的な学習の時間	【目的】野菜を育てたり、調べたりすることを通して、食べ物に関心をもつ。 【内容】・野菜を育てる。・調理体験・食をテーマに調べて、まとめる。	継続

28	南小学校	学校農園を活用した農作業の体験	【目的】農作業の体験をととして作物を作る人の苦勞を知り、食への感謝の心を育む。 【内容】学校農園で、栽培したさつまいもやミニトマト等の作物の収穫体験を行う。 ・サツマイモやミニトマト等の栽培、収穫	継続
29	西小学校	学校農園を活用した農作業の体験	【目的】農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、将来にわたり、食べ物を粗末にしない意識を醸成する。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。 ・サツマイモの作付け、収穫、調理体験 ・田植え、稲刈り、調理体験	継続
30	大山小学校	食育の推進（3年生）「サツマイモを育てよう」（2年生）「野菜の栽培」	【目的】サツマイモ等の栽培に興味をもち、体験活動をととして自然の素晴らしさと生産者への感謝の心をもつ。 【内容】食の大切さや生産者への感謝の心をもつ機会として、地域の方との連携による食育指導・サツマイモ等の野菜の作付け、収穫体験	継続
31	大山小学校	食育の推進（5年生）「田植え」	【目的】田植えを通して、自然の素晴らしさや作物を育てる喜びや働くことの尊さに気付かせる。 【内容】食の大切さや生産者への感謝の心をもつ機会として、地域の方との連携による食育指導・田植え体験	継続
32	黒磯北中学校	栄養教諭による食育、栄養指導	【目的】食に関する正しい知識を身に付けさせるため、健康づくりの一環として、小児期からの規則正しい食生活や健康の大切さについて関心を高める。 【内容】栄養教諭から各学年1回は栄養教諭による食育の授業を行う。血液検査で数値に異常があった生徒に対し、栄養教諭による栄養指導を行う。学校花壇を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。	継続
33	黒磯北中学校	学校花壇を活用した農作物の収穫体験	【目的】農業活動を通して、作物を育て収穫する喜びを体験し、普段口にするものの大切さに気付かせる。 【内容】サツマイモの作付け、収穫、調理体験	継続
34	厚崎中学校	学校農園を活用した農作業の体験	【目的】農作物への有り難みや生産者への感謝の気持ちを育て、将来にわたり食べ物を粗末にしない意識を醸成する。 【内容】学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べたり販売体験したりするという一連の流れを体感させる。季節に合わせた作物を作る。 ・ピーマン、トマト、シシトウ、オクラ、キュウリ、サヤインゲン、ズッキーニの作付け、収穫、調理体験。 ・サツマイモ、ジャガイモ、タマネギ、大根の作付け、収穫、調理体験。	継続
35	日新中学校	食に関する授業	【目的】食に対して興味・関心をもち、実生活に活かせる力を身に付ける。 【内容】・栄養教諭による食に関する授業の実施・外部講師による栄養講話の実施	継続

36	東那須野中学校	共同調理場と連携した食育・食を通じた子どもの健全育成	【目的】食に関する興味・関心を高め、生産者や共同調理場の方々への感謝の気持ちを育む。 【内容】給食ができるまでの様子を動画や写真で伝えてもらう。 ・給食がどのように作られるのか教えてもらう ・共同調理場に感謝の手紙を届ける	継続
37	箒根学園	学校栄養職員による食育・栄養指導	【目的】食の大切さや食に関する正しい知識を身に付ける。 【内容】学校栄養職員と担任による食育授業	継続
38	塩原小中学校	地産地消を使用した給食の提供	【目的】地域の農作物を使用した地産地消の推進を図る。 【内容】JA なすの アグリバル塩原 から納品する。県産小麦県産米粉を使用する。(6月、11月)	継続
39	塩原小中学校	食に関する指導	【目的】食に関する正しい知識を身につける。 【内容】担任との連携による食育授業。	継続
40	稲村小学校	栄養教諭による食育授業	自分の食生活を振り返り、食に関する理解を深める。	継続
41	埼玉小学校	調理場職員との連携による食育の授業の実施	【目的】望ましい食生活や食習慣の醸成 【内容】調理場職員との連携による食育の授業。	継続
42	波立小学校	食に関する指導(全学年)	【目的】栄養教諭による食に関する指導を通して、食育への理解を深める。 【内容】各学年に応じた食に関する指導を行う。	継続
43	高林小学校	栄養教諭による食に関する指導	【目的】栄養教諭が指導を行うことで、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。 【内容】栄養教諭と担任による、食に関する指導を行う。	継続
44	青木小学校	食に関する指導	【目的】正しい食事のあり方、食事の重要性、地域の産物、食文化や食に係る歴史について理解を深める。 【内容】担任と栄養教諭で食に関する授業を行う。各学年1回実施する。	継続
45	東小学校	食に関する指導	【目的】各学年の実態に合わせた食に関する指導を行い、栄養バランスの取れた食事をしたり、生産者への感謝の気持ちを育てたりする。 【内容】食事のマナーや好き嫌いをしないで食べることの大切さ、食べ物の栄養素等について学ぶ。	継続
46	西小学校	西那須野共同調理場との連携による食育授業	【目的】食に関する指導をとおして、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。 【内容】発達段階に応じた栄養教諭による食に関する指導の実施・1～6年生の食に関する指導の実施	継続
47	大山小学校	食に関する指導	【目的】食に関する指導を通して、児童が食に親しみ、食に関する正しい知識を身につけながら児童自身が健康作りを実践していけるようにするため。 【内容】栄養教諭による食に関する指導の実施	継続
48	黒磯中学校	食に関する指導	食に関する指導を通して、生徒が現在の食生活を見直し、望ましい食生活を自分で考えてできるようにする。	継続
49	厚崎中学校	管理栄養士による食育講話	【内容】受験前や長期休み前など時期に応じた食についての講話。	継続

50	東那須野中学校	栄養教諭による食育指導	【目的】家庭科や給食の時間を使って、1～3年生の成長過程に合わせた内容の講話をしていただくことで、食に関する意識を高める。 【内容】栄養教諭に、時期や成長過程に応じた内容の食に関する指導をしてもらう。 ・食の大切さや、成長に必要な栄養素等を直接教えてもらう ・給食の配膳や片付け、食事のマナー等の指導をしてもらう	継続
51	高林中学校	食に関する指導	食に関する指導をとおして、生徒が食に親しみ、食に関する正しい知識を身に付けられるようにする。	新規
52	さくら保育園	給食の展示	毎日の給食を保護者が確認できるように展示し、保護者と園児で食の話を楽しんで触れ合えるようにする。	継続
53	たかはやし保育園	食事を楽しむ	【目的】親しい人と食事を楽しむ。 【内容】楽しい雰囲気の中で給食やおやつを食べる。誕生会や季節の行事では、異年齢児と交流を図り食事を楽しむ。	継続
54	さきたま保育園	クラス内で楽しく共食異年齢児との会食	【目的】友達や異年齢児との楽しく食事をする 【内容】日頃のクラス保育の中で楽しく食事をすることはもちろん、誕生会などの行事などで異年齢児との交流を図りながら楽しく食事をする。	継続
55	永田保育園	クラスの友達や保育者と楽しく共食異年齢児との会食（幼児組）	【目的】クラスの友達や異年齢児と楽しく食事をする。 【内容】クラス保育の中で楽しく食事をしたり、誕生会等で異年齢児との交流を図りながら、和やかな雰囲気の中で楽しく食事をする。	継続
56	三島保育園	クラス内で楽しく共食異年齢児との会食（幼児組）	【目的】クラスの友達や異年齢児と楽しく食事をする。 【内容】クラス内での食事や行事等の会食で異年齢児との交流を図りながら和やかな雰囲気の中で楽しく食事をする。	継続
57	南保育園	友達と食事を楽しむ	【目的】友達と一緒に楽しく食事を楽しみながら、愛情や信頼関係を深める。また、基本的な食事の流れやマナーを知ることができるようにする。 【内容】身近な大人や、友達と楽しく食事をする。行事等での会食で異年齢との交流を図る。	継続
58	さくら保育園	野菜の栽培、収穫体験、果物摘み体験、調理見学	子ども達が食に関わる体験をする中で、興味を持ったり、関心が広がったりしていくようにする。	継続
59	たかはやし保育園	園庭の畑を利用した野菜の栽培季節の行事食の提供	【目的】野菜を育てる体験を通し、食物への関心を高め、食べたいという気持ちを育てる。 【内容】野菜の苗や種を植える、育てる、収穫する等の体験をする。野菜の栽培や食育だよりをとおして親子の会話に繋げる。	継続
60	なべかけ保育園	野菜の栽培・収穫体験をする。	【目的】野菜作り、収穫体験を通して食材への興味関心を育てる。 【内容】園内の畑やプランターを利用し、農作物を育て収穫し食べる体験をする。 ・園外でのサツマイモの収穫体験。	継続

61	わかば保育園	野菜の栽培や収穫体験をする年中行事に合わせた給食の提供調理員及び栄養士等による食育活動	【目的】様々な食育活動を通して、食に関する興味や関心をもてるようになる。 【内容】・野菜の苗を植え、成長過程を観察し収穫をしたり提供してもらう。きゅうり、ステックブロッコリー、おくら、かぼちゃ等 ・行事に応じた給食の提供。忍者メニュー、ライオンカレー等 ・調理員による食育活動。だしで味わうイワシの日、バランスガイド、とんぼ団子づくり	継続
62	さきたま保育園	農園での野菜作りりんご狩り体験年中行事食の提供食育だよりの発行	【目的】野菜の成長過程に興味・関心を持ち、収穫体験をする。また、行事食や給食の展示などを通して親子の会話を広げる。 【内容】野菜の収穫体験や給食展示を通して親子の会話を広げる。	継続
63	永田保育園	畑での野菜作り、とうもろこしの皮むき、さつま芋堀体験、年中行事食の提供、食育だよりの発行	【目的】野菜の生長過程に興味、関心を持ち、収穫体験をする。年中行事に合わせた給食を提供し、行事等に関心を持つ。 【内容】野菜の収穫体験や給食に使用する食材をちぎったり、皮をむいたりする。年中行事食を掲示して保護者にも関心を持ってもらい、親子の会話につながるようにする。	継続
64	三島保育園	プランターでの野菜作り、さつまいの掘り体験、年中行事食の提供、食育だよりの発行	【目的】野菜の生長過程に興味、関心を持ち、収穫体験をする。年中行事の給食を通して、行事等に関心をもつ。 【内容】野菜の収穫体験や給食の展示を通して、保護者にも関心をもってもらい、親子の会話につながるようにする。	継続
65	南保育園	野菜の栽培、収穫体験農園での果樹狩り体験、食育だよりの発行、給食食材の見学、調理体験食育アドバイザーによる食育活動	【目的】栽培や収穫の体験を通して、食材への興味関心を育てる。また、様々な食材や調理工程を知り、携わることで慣れない食べ物も挑戦してみようとする気持ちが持てるようにする。 【内容】園庭の畑を活用し、自ら育て食べるまでの成長過程を観察し、収穫する。 ・野菜苗の植え付け、栽培、収穫の体験 ・食材や調理工程を知る。	継続

2 食に関する体験活動の促進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	市民農園(ふれあい農園)の設置	市民農園を開設し運営することで、都市農村交流を深める(農地所有者と農園利用者との交流)ことを目的に、市内13箇所に市民農園(ふれあい農園)を設置。	継続
2	農務畜産課	学校農園開設支援事業	市内小中学校及び義務教育学校の学校農園を活用し、農作物を自ら育て、食べるという一連の流れを体感させる。	継続
3	東原小学校	学校農園や各自の植木鉢における農作業の体験	【目的】農作業の体験をととして、農業に対する理解や、食への感謝の心を育み、地産地消を理解させる。 【内容】・市の農産物への理解及び消費拡大への啓発・プランターでの野菜づくり体験・農園での野菜づくり体験	継続
4	生涯学習課	公民館主催事業による農業体験	公民館主催事業で苗植え、収穫、醸造等の農業体験を行う。生育過程で除草、水やりなどの作業に関わることや収穫後の加工や調理を行うことで、食への興味・関心を高める。 また、子どもカレッジ等の子どもの体験活動事業の中で昼食に地元の食材や郷土料理などに触れる機会を創出する。	継続
5	農業公社	田園ウォーキング	都市農村交流の拠点施設となる道の駅「明治の森・黒磯」を発着として田園ウォーキング及びさつまいも収穫体験会を開催し、農業者の所得向上や、農村の元気度アップにつなげていく。ウォーキングコースは、「とちぎ食の回廊」の一つである「ミルク街道」(県道30号線)を中心に、那須野ヶ原開拓の礎となった酪農の風景を巡るルートとし、途中休憩で牛乳をふるまうなど、本州生乳生産第1位である那須塩原市の牛乳や「ミルク街道」のPRも行っていく。	継続
6	日新中学校	農業の魅力講話	【目的】農業を実践している農業者の講話を通して、農業や農産物に対する関心を深める。 【内容】講師からの講話を聞く	新規
7	箒根学園	田植え・稲刈り体験	【目的】農作業の体験を通して農業に対する理解や食への興味・関心を育む。 【内容】児童・保護者と地域生産者の連携による米作り	継続
8	塩原小中学校	箒川リフレッシュ大作戦	【目的】ふるさとを慈しむ心を育成し地域に根ざした学校を目指すと共に、たてわり班活動を通して豊かな心の醸成を図る。 【内容】除草作業、カジカ釣り、自然に関する学習、ニジマス試食	継続

3 優れた食文化の継承

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	教育総務課	学校給食での郷土料理及び行事食の提供	児童生徒に自分が住んでいる地域の料理を提供することで、地域のことを知り、また、その良さを理解し地域への愛着や感謝の気持ちを育む。 また、児童生徒に季節や行事にちなんだ給食を提供することで、食文化を大切にする気持ちを育む。	継続
2	生涯学習課	公民館主催事業による料理教室や味噌づくりやそば打ち等の食育関連講座	公民館主催事業にて、食をテーマにした事業を実施する際、ただ食材を加工して食べるだけでなく、食に関連した学びの機会創出や地域や親子が繋がる家庭教育向上を図る。	継続
3	厚崎中学校	給食での郷土食や行事食の提供	【内容】給食で郷土食（しもつかれ）や行事食（七夕、お月見、ひな祭り献立など）を提供する。	継続
4	三島中学校	家庭科の授業	【目的】地域で生産されている食品がどのような料理に使われているか考える。また、地域の食品を料理に用いることの利点に気づかせる。 【内容】地域で生産されている食材や、郷土料理を調べさせる。また、地元の食材を使った、調理実習を行わせる。	新規
5	西那須野中学校	家庭科の授業	食文化の授業や調べ学習、調理実習を通して、食文化や郷土料理についての知識を深める。	継続
6	箒根学園	地産地消の紹介	【目的】献立や掲示物により地産地消を紹介する。 【内容】学校給食における県内産・市内産農産物の紹介	継続
7	塩原小中学校	行事食の紹介	【目的】食の伝統、地域に密着した食文化の伝承を図る。 【内容】行事食について校内放送等を利用し、その由来や作り方等を伝え、興味関心を高める。	継続
8	日新中学校	workwork 体験 in 日新	【目的】小学生や地域の方々と交流を深める。 【内容】お菓子作り体験	継続
9	たかはやし保育園	行事食や郷土料理を知る	【目的】食をとおして季節の行事や郷土料理を学ぶ。 【内容】子どもに知らせたい行事や郷土料理を給食で提供し、行事の意味や由来、郷土料理に興味を持つ。	継続
10	なべかけ保育園	行事食の提供	給食を通して、郷土や季節を感じる機会を持つ。	継続
11	さきたま保育園	郷土料理や行事食の提供	【目的】地域の郷土料理や行事食を提供する。 【内容】しもつかれや巻狩汁などの郷土料理や七夕のお星さまスープや鬼さんランチ、鬼まんじゅうなど行事食を提供することで、食に関わる文化や歴史を感じる。	継続
12	永田保育園	郷土料理や行事食の提供	【目的】地域の郷土料理や行事食を提供する。 【内容】郷土料理のしもつかれや巻狩汁等や七夕のお星さまスープや節分の鬼さんランチ等の行事食を楽しみながら食し、由来等にも触れる機会となるようにする。	継続
13	三島保育園	郷土料理や行事食の提供	【目的】郷土料理や行事食を提供する。 【内容】郷土料理のしもつかれや節分の鬼さんランチ等を楽しみながら食し、由来等にも触れる機会となるようにする。	継続

14	南保育園	郷土料理や行事食を知る。	【目的】地域の郷土料理や行事食を知り、日本の伝統料理、文化に触れ親しむ。 【内容】四季の変化による旬の食材や美味しさを知る。伝統行事にまつわる食の由来について知らせ、日本の文化を学び、自分たちの成長を喜ぶ。	継続
----	------	--------------	---	----

4 環境への負荷の低減

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	環境保全型農業直接 支払交付金	化学肥料・化学合成農業を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。	継続
2	農務畜産課	持続的畜産経営継続 塩原堆肥センターでの 堆肥販売	栃木県と連携し持続的畜産経営継続の周知を図り、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図る。 また、塩原堆肥センターでの堆肥販売の利用促進を図り、資源循環型農業の推進を図る。	継続
3	サーキュラーエコノミー課	食品ロス削減の推進	事業者と連携した啓発活動や情報発信を行い、食品ロス削減の意識の向上を図る。	継続
4	ネイチャーポジティブ課	那珂川水辺教室沼ッ 原湿原自然観察会環 境企画展の開催	・自然とのふれあいを通し、自然環境への理解を深め、動植物保護や環境保全の意識を高める。 ・身近な環境問題について情報提供を行い、環境問題に対する意識の向上を図り、身近なことから取り組む機運を高める。	継続

基本目標 2 食を通した健康づくりを推進します

1 栄養バランスのとれた食生活の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名(取組名)	事業の目的・内容	新規／継続
1	健康増進課	集団検診会場における普及活動健康相談 食生活相談	個別相談を通じて個人の食生活に合わせた食事バランスの整え方や野菜摂取の工夫についてのアドバイスを行いバランスの取れた食生活を推進する。	継続
2	東原小学校	学校給食共同調理場と連携した食育・栄養指導の推進	【目的】調理場と連携して食育授業に取り組み、食を通した健康づくりを図り、食の大切さを理解させる。 【内容】・栄養教諭による、食育、栄養指導 ・日常の給食における栄養指導	継続
3	日新中学校	リクエスト献立	【目的】生徒自身が栄養バランスの良い献立を考えることで、栄養や献立に興味を持つ。 【内容】生徒同士で話し合い、献立を作成	継続
4	西那須野中学校	家庭科の授業	授業を通して、栄養バランスのとれた食事に興味関心をもたせ知識をつける。また長期休みに利用して実践力を身に付ける。	継続
5	子育て相談課	乳幼児健康診査(4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳)、育児相談、母親学級、小児肥満予防事業	母子保健事業をととして、子育て世帯における食育の推進及び子どもの健やかな成長につなげる。	継続
6	健康増進課	集団検診会場における普及活動健康相談 食生活相談	個別相談を通じて個人の食生活に合わせた栄養バランスについてのアドバイスを行いNCDs(非感染性疾患)の予防に寄与する。	継続
7	高齢福祉課	地域づくり型介護予防事業	介護予防及びフレイル予防のための「栄養」「口腔ケア」「運動」「社会参加」の普及啓発。	継続
8	さくら保育園	食育だよりの発行	食育だよりを発行し、食育への関心をもってもらう。	継続
9	なべかけ保育園	食育だよりの発行	食育だよりを発行し、食育への関心をもってもらう。	継続
10	わかば保育園	食に関する情報の配信	【目的】・保護者への情報提供を行う ・家庭との連携を図る 【内容】食育だよりを通し健康な体をつくるには食事が大切な役割があることや、家庭で簡単に作れるレシピなど紹介し食育の意識と関心をもってもらう。	継続
11	さきたま保育園	食育の推進	【目的】面談などで食生活に関して、相談やアドバイスを行う。 【内容】家庭での食生活に関して相談やアドバイスをする	継続
12	永田保育園	食育の推進	【目的】面談や食育だより、クラスだより等を通して保護者にも食に関心をもってもらえるようにしていく。 【内容】面談等で保護者からの話を聞き、内容によってはアドバイス等を行う。また、食に関する内容をクラスだよりに載せて情報を提供していく。	継続

13	三島保育園	食育の推進	【目的】給食の展示や面談、クラスだより等を通して保護者にも食に関心をもってもらえるようにしていく。 【内容】面談等で保護者からの話を聞き、内容によってはアドバイス等を行う。また、食に関する内容をクラスだよりに入れて保護者の方にも食への関心をもってもらえるようにする。	継続
14	たかはやし保育園	食育だよりの発行	食育だよりを発行し、食育への関心をもってもらう。	継続

2 生活習慣病の発症予防の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	健康増進課	集団検診会場における普及活動健康相談 食生活相談	個別相談を通じて個人の食生活に合わせた減塩についてのアドバイスを行い NCDs（非感染性疾患）の予防に寄与する。	継続
2	健康増進課	プレ特定健診結果相談会	特定健診の対象となる前の世代である 35 歳の市民を対象に、健康診査及び健康相談を実施することで、若いうちから、自己の健康状態の把握と生活習慣を振り返る機会とし、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症を予防する。	継続
3	健康増進課	健康教育講座	体組成測定により市民が自身の身体と向き合うとともに、健康づくり及び生活習慣病予防につながる運動や食事に関する知識について理解を深め、生活習慣改善の実践を図る。	新規
4	保育課	食育だよりの発行	保護者との情報共有を図り、家庭での食育を推進するため、食育だよりや給食だよりを発行、配付する。	継続
5	保育課	体格の評価	・年 2 回、各園の園児の体格を評価・肥満、やせとなった園児について、給食見学や担当保育士との意見交換等を実施し、保護者へアプローチする。	継続
6	健康増進課	特定健康診査がん検診	・市民が受診しやすい体制整備するため、集団検診では日曜日や女性のための検診日を設定するとともに、医療機関検診を継続的に実施する。 ・特定健診未受診者に対しては、人工知能を用いた受診勧奨をする。	継続

基本目標 3 食の安全・安心の確保と地域の食育活動を推進します

1 安全・安心な農産物の提供と食の安全性への信頼確保

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	交通防犯課	デジタル食の安全情報提供	・県から食の安全に関する情報提供があった場合、必要に応じホームページ作成やみるメール送信。 ・栃木県食品表示監視協議会構成員として会議等に参加し意見交換及び情報共有を行う。	継続
2	保育課	保育園施設等職員研修会	保育園給食関係者に対し、食物アレルギー対応に関する研修会を行う。	継続
3	商工振興課	県と連携した啓発	県と適宜情報共有し、食材の資源循環に対する情報発信を行い、意識向上につなげる。	継続
4	農務畜産課	防除協議会支援・統合、高冷地野菜病害虫防除事業	・病害虫防除事業の推進に係る補助金を交付することで、農作物等の病害虫防除の推進及び農作物生産の安定向上を図る。 ・土壌病害虫の防除に係る補助金を交付することで、安定した生産量と塩原高冷地野菜のさらなるブランド化により農業所得の向上を図る。	継続

2 地域一体となった食育・地産地消推進活動の推進

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	食育・地産地消推進 シール貼付事業	全国食育月間である6月及び那須塩原市食育月間である10月に、食育活動の推進に御協力いただける事業者団体等を募集し、那須塩原市産の農畜産物を使用したお弁当やお菓子、牛乳のパッケージ等にシールを貼ることで、食育・地産地消の普及啓発を行う。	継続
2	波立小学校	感謝の会 5年生	【目的】収穫したお米を調理し、米作りでお世話になった地域の方への感謝の気持ちを表す。 【内容】感謝の会の際に、地域の方へ作ったお米をお渡しする。	継続
3	黒磯中学校	給食一口メモ	当日の給食の食材について放送することで、食を通じて郷土料理や行事食への関心を深め、子どもを育成する。	継続
4	厚崎中学校	給食スライド地産地 消給食	【内容】毎月19日（食育の日）頃、調理場から調理場管内の学校に給食スライドを送付し、給食時間等に活用する。 10月は那須塩原市の食育月間でもあることから、毎年地産地消給食を実施している。	継続
5	西那須野中学校	給食一口メモ	給食一口メモを放送で読み上げて、食材や郷土料理についての知識を深め地産地消に興味をもたせる。	継続
6	さくら保育園	旬の野菜の紹介	年4回掲示等で知らせ、旬の食材について親子で興味がもてるようにする。	新規
7	健康増進課	食生活改善推進員養成事業食生活改善推進員育成事業	市民の健康づくりを支援するためには、食生活改善推進員の増加と質の担保が必要であるため、養成講座や研修会の実施、地域活動の際の専門的な立場からの助言を行う。	継続
8	農務畜産課	おにぎり・バター作り体験学習	市内小学校・義務教育学校を対象として、食への関心と理解を深めることを目的に、おにぎり・バター作り体験学習（出前講座）を実施	継続
9	農務畜産課	庁内検討会議及び食育推進会議の実施	食育・地産地消庁内検討会議において、進捗状況の把握・評価を実施するとともに、食育推進会議からの意見を参考にし、計画の推進を図る。	継続

基本目標 4 自慢の農産物を生かした地産地消を推進します

1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	認定農業者の確保	各地域でのリーダー的な役割を果たす認定農業者を確保・育成することで地域農業の活性化を目指す。	継続
2	農務畜産課	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金・経営開始資金制度）の活用	次世代を担う農業者になることを志向する 49 歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経緯確立する資金を交付し、就農直後の収入が不安定な時期の経済的支援を行う。	継続
3	農務畜産課	農地利用効率化等支援交付金事業への取組支援	産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援する。	継続
4	農務畜産課	次世代農業チャレンジ事業の推進	農業の省力化や軽減化、収益性の高い作物の新規導入、本市の気候変動への対応に資する取組のために導入する機械、設備等への補助を行う。	継続
5	農務畜産課	園芸作物生産振興事業の推進	中小農家が経営規模拡大等のために導入する農作業用機械等の整備補助に対し、補助金を交付する。	継続
6	教育総務課	学校給食への市産農産物の利用拡大	学校給食における市産農産物の使用割合向上の為、J A からの情報を基に、できる限り多くの種類の地場産物を献立に取り入れる。 また、地元直売所等からの食材を安定供給できるよう調整を進める。	継続
7	大原間小学校	地元の農家でのリンゴ狩り	【目的】リンゴ狩りをすることで、地域の理解を深める。 【内容】生活科「町たんけん」でリンゴ狩りを体験する。 11月18日（火）1人300円	継続
8	教育総務課	学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	学校給食における米飯加工賃(委託炊飯に係る加工手数料)を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食(おかず)を充実する。 併せて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進する。	新規
9	サーキュラーエコノミー課	民間事業者と連携した啓発	地元食材を扱う店舗等と連携し、食材の資源循環に対する情報発信を行い、意識向上につなげる。	新規

2 市産農産物のブランド力の向上

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	那須塩原ブランド認定品の普及・拡大	市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大を図る。	継続
2	ツーリズム推進課	ONSEN・ガストロノミーウォーキング	那須塩原市の新たな観光振興や農業振興、交流促進を図ることを目的に、地元産食材を用いて ONSEN・ガストロノミーウォーキングを実施する。	継続

3 牛乳等の生産振興と普及拡大

No.	担当課 (担当施設)	事業名（取組名）	事業の目的・内容	新規／継続
1	農務畜産課	乳用牛優良雌牛導入 支援事業市畜産振興 事業費補助金畜産ク ラスター事業	優良雌牛の導入や家畜自衛防疫（予防接種）の助成など本市独自の 補助事業を行い、牛乳や乳製品の生産振興を図る。 また、国、県等の各種補助事業の周知を図り、酪農家の支援を行 う。	継続
2	農務畜産課	ミルクタウン戦略継 続チーズアカデミー 事業	畜産まつりや高校生料理コンテスト、チーズアカデミー事業、各種 イベントで牛乳普及啓発を実施することで、牛乳や乳製品の普及拡 大、「生乳産出額全国第2位のまち」のイメージアップを図る。 また、首都圏でのイベント開催やE Cサイトの立ち上げなどによ り、販路拡大に努める。	継続
3	農務畜産課	ミルクタウン戦略継 続	高校生料理コンテストに出品されたレシピを基に商品化を行い、牛 乳を使った料理の普及に努める。	継続

令和 7（2025）年度
第 2 期 那須塩原市食育・地産地消推進計画 年次報告書
令和 8 年 10 月

発行・編集 那須塩原市 産業観光部農務畜産課

〒325－8501 那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287（62）7147 FAX：0287（62）7223

E-mail: noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp